

委託受託候補者の選定を公募提案型プロポーザルで実施しますので、次のとおり公募します。

令和8年4月20日

錦江町長 新 田 敏 郎

1. 公募対象委託に関する事項

(1) 業務名

令和8年度 錦江町「書かない窓口」システム構築及び運用保守業務委託

(2) 業務内容

応募時に配布する本委託に関する下記書類のとおり

- ア. 令和8年度 錦江町「書かない窓口」システム構築業務及び運用保守業務仕様書
- イ. 令和8年度 錦江町「書かない窓口」システム構築及び運用保守業務委託公募提案型プロポーザル実施要領

(3) 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日

(4) 概算予算額 22,699 千円 (消費税及び地方消費税を含む)

2. 応募者の資格に関する事項

本業務に参加できるものは、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人格を有し、委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続きの開始申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 税等の滞納がないこと。
- (5) 錦江町が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成28年告示第35号)第3条各号に該当していないこと。

3. 仕様書等の配布方法と配布期限

(1) 配布方法

公募のお知らせの日から、6 (1) の場所において無償で配布する。

ただし、役場閉庁日を除く 9時から 17時まで

(2) 配布期限

6 (2) の本プロポーザル実施についての質問期限である令和 8 年 4 月 24 日 (金) までとする。

4. 受託候補者の選定方法

受託候補者の選定については、令和 8 年度 錦江町「書かない窓口」システム構築及び運用保守業務委託審査会において、企画提案の内容を書類審査及びプレゼンテーション審査により行う。評価項目は、下記のとおりとする。

(1) 基本的な考え方

(2) 業務内容

(3) 実施体制

(4) 業務実績

(5) 見積金額

(6) ヒアリング

5. 企画提案書等の提出について

(1) 提出期限及び方法

令和 8 年 5 月 13 日 (水) 17 時までに、「企画提案書等【令和 8 年度 錦江町「書かない窓口」システム構築及び運用保守業務委託】(フォーム第 3 号)」から提出すること。

6. 問い合わせについて

(1) 委託内容等に関する問い合わせ先及び企画提案書提出先

錦江町役場 介護福祉課 (担当：本村)

電子メールアドレス：fukushi-h@town.kinko.lg.jp

(2) 問い合わせ方法

ア. 本プロポーザルについての問い合わせは、原則として「質問書【令和 8 年度 錦江町「書かない窓口」システム構築及び運用保守業務委託】(フォーム第 1 号)」により、令和 8 年 4 月 24 日 (金) 17 時までに提出すること。

イ. 問い合わせに対する回答は、令和 8 年 4 月 28 日 (火) までに町ホームページに公開することとし、個別の回答は行わない。

7. 注意事項

- (1) 受託者は、業務の全部を第三者に再委託することはできない。

8. その他留意事項

- (1) 本提案に係る一切の経費は、提案事業者の負担とする。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、企画提案を無効とする。
- (3) プロポーザルは、候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の本業務において、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (4) 提出されたすべての書類の所有者は本町にあるものとし、提出された資料の返却はしない。
- (5) 情報公開請求があった場合は、錦江町情報公開条例（平成 17 年条例第 13 号）の規定に基づき情報を開示することがある。なお、企業が秘密とすべき事項がある場合は、あらかじめ当該事項を特定し、意思表示をすること。